

議案第 36 号

帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について
帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正
する。

令和 8 年 2 月 26 日提出

帯広市長 米 沢 則 寿

帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条
例

第 1 条 帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年条例第
25号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 1 項の表中「392,000」を「405,000」に、「440,000」を「455,000」に、
「492,000」を「508,000」に、「555,000」を「574,000」に、「634,000」を
「655,000」に、「740,000」を「765,000」に、「864,000」を「893,000」に改める。

第 8 条第 2 項中「第28条第 2 項及び」を「第28条第 2 項、第29条第 2 項第 1 号及
び」に、「「100分の125」とあるのは「100分の95」」を「「100分の127.5」とあるの
は「100分の97.5」」に、「「100分の105」とあるのは「100分の87.5」」を「100分の
107.5」とあるのは「100分の90」」に改める。

第 2 条 帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のよう
に改正する。

第 8 条第 2 項中「「100分の127.5」とあるのは「100分の97.5」」を「「100分の
126.25」とあるのは「100分の96.25」」に、「「100分の107.5」とあるのは「100分の
90」」を「「100分の106.25」とあるのは「100分の88.75」」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月
1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の帯広市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関す
る条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。
（給与の内払）
- 3 新条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の帯広市一般職
の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、
新条例の規定による給与の内払とみなす。

（説 明）

特定任期付職員に支給する給料月額、期末手当及び勤勉手当を改定するため、条例の
一部を改正しようとするものである。